

遺跡と景観の保護にご協力を

遺跡内や名勝指定区域内での 工事には事前に手続きが必要です



詳しくはこちら

☎社会教育課 ☎43-9465 ☎47-4997

遺跡・名勝で工事を行うときはご注意を！

遺跡範囲内や名勝「種差海岸」指定区域では、
文化財保護法に基づき各種工事への規制を行っています。



対象となる工事の例

住宅・工場の建設(増改築含む)、太陽光パネル・看板などの工作物設置、宅地造成などの各種土木工事や森林伐採(名勝では、建物・工作物の解体・撤去も対象)

これら工事の着手前に、遺跡では「**届け出**」、名勝では「**許可申請**」が必要になりますので、工事計画の段階から予定地が遺跡・名勝に当たるかどうか確認をお願いします。



遺跡・名勝の確認方法は？

社会教育課(市庁本館4階)窓口で確認します。

※電話など口頭による照会は受け付けていません。

※必要であれば照会票の写しをお渡します。

照会方法	必要書類	回答方法
窓口	工事計画地地図	口頭
FAX	工事計画地地図 連絡先の分かるもの	電話



遺跡所在地
一覧



青森県遺跡
地図

遺跡に該当するとき

発掘調査などの遺跡保護処置を実施する必要がありますので、
工事着手の**60日前まで**に、下記書類を社会教育課へ提出してください。

- ①土木工事等のための発掘に関する届出書(八戸市教育長あて) 1部
- ②土木工事等のための発掘に関する届出書(青森県教育長あて) 1部
- ③発掘調査承諾書 1部
- ④図面(案内図、公図、配置図、平面図、断面図、立面図、基礎伏図・断面図) 各3部

※各様式は市ホームページからダウンロードできます。

届け出をせずに工事を行うと文化財保護法違反となり、工事の中止などを求める場合があります。



名勝「種差海岸」に該当するとき

社会教育課へ事前に現状変更許可申請書を提出し、
工事着手前までに許可を得る必要があります。

また、指定区域はそれぞれ規制基準が異なるA～Dの4地区があり、工事などの規模や内容によっては、**許可されない場合があります**のでご注意ください。

詳しい規制内容や手続きに関することは、社会教育課までご相談ください。

※様式は市ホームページからダウンロードできます。

